

社団法人 福井県獣医師会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人福井県獣医師会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を福井県福井市におく。

(目 的)

第3条 本会は、獣医学術の進歩普及と獣医事衛生並びに公衆衛生の向上と畜産の発展改良を図り、もって社会福祉を増進し、併せて会員の文化的、社会的向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 獣医師道の高揚に関する事項
- (2) 獣医畜産学術の研究および調査に関する事項
- (3) 公衆衛生の向上に関する事項
- (4) 獣医業の発展向上に関する事項
- (5) 獣医事衛生および畜産業の発展普及に関する事項
- (6) 動物愛護に関する事項
- (7) 食鳥検査に関する事項
- (8) 会員の福利増進に関する事項
- (9) その他目的達成に必要な事項

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した獣医師
- (2) 名誉会員 本会に功労があった者、または学識経験者で総会において推薦された者
- (3) 賛助会員 前各号以外の者で、本会の趣旨に賛同して入会した個人、または法人

(会 費)

第6条 正会員および賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 正会員および賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

第8条 会長は、前条による入会の承認があったときは、申込者の氏名、住所、その他必要な事項を会員名簿に記載し、登録する。

(退 会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、会員の所定の退会届を提出しなければならない。

2 会員が死亡し、または解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、裁定委員会の議を経て、総会において正会員3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

(1) 会費を2年以上納入しないこと。

(2) 本会の名誉をき損し、またはその設立の目的に反する行為をしたとき。

2 前項(2)の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、裁定委員会において弁明の機会を与えなければならない。

第11条 退会し、または除名された会員が、すでに納入した会費、その他の拠出金は返還しない。

第3章 役 員

(種別および選任)

第12条 本会に、次の役員をおく。

(1) 会 長 1人

(2) 副 会 長 2人

(3) 理 事 (会長、副会長を含む) 12人以上16人以内

(4) 監 事 3人

2 会長、副会長、理事、監事は、別に定める規程に基づき、総会において選任する。

3 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第 13 条 会長は、法人を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、業務を処理するとともに、あらかじめ会長の定めた順位により、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長の欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、会務を執行決定する。

4 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(任 期)

第 14 条 役員任期は 2 年とする。

ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(報 酬)

第 15 条 役員には、報酬を与えることができる。

2 報酬を受ける役員、報酬の額等については、総会の議決により、別に定める。

(解 任)

第 16 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、裁定委員会の議を経て総会の議決により、解任することができる。

2 役員を解任しようとするときは、その役員に対し、裁定委員会において弁明の機会を与えなければならない。

第 17 条 本会に、顧問をおくことができる。

2 顧問は、会長が別に定めるところにより、総会において推薦する。

3 顧問は、会長の諮問にこたえる。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 18 条 本会の会議は、総会および理事会とし、総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構 成)

第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、この定款に別に規程するもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年5月末日までに開催する。

2 臨時総会は、次の場合開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 民法第59条第4号に基づいて監事が招集するとき

3 理事会は、次にかかげる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招集)

第22条 会議は、前条第2項(3)の場合を除いては会長が招集する。

2 会長は前条第2項(2)の場合には請求の日から30日以内に臨時総会を、同条第3項(2)の場合には請求の日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項並びに日時および場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第24条 会議は、総会においては正会員、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(表面表決等)

第 26 条 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において前 2 条および第 28 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(緊急動議)

第 27 条 総会においては、あらかじめ通知した事項に限り議決する。

ただし、緊急を要する事項について、出席会員の 3 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 会員の請求によって招集された臨時総会においては、目的以外の事項については議決することはできない。

(議事録)

第 28 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 会員または理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数、または理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過および要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 会議の議事録は、議長が作成し、議長および議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 5 章 支会・部会および専門委員会

(支 会)

第 29 条 本会の事業を達成するため別に定める地域ごとに支会をおく。

支会に関する規定は総会の議決により別に定める。

(部 会)

第 30 条 本会の事業を推進するため、別に定める職域ごとに部会をおくことができる。

部会に関する規定は総会の議決により別に定める。

(専門委員会)

第 31 条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認める専門委員会をおくことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 6 章 裁定委員会

(裁定委員会)

第 32 条 本会に、裁定委員会をおく。

2 裁定委員会は、7人の裁定委員をもって構成する。

第 33 条 裁定委員は、総会において会員中より選挙する。

2 裁定委員の任期は、2年とする。

3 裁定委員は、本会の役員を兼ねることはできない。

第 34 条 裁定委員会は、次の職務を行う。

(1) 会員の除名および役員解任に関する会長からの諮問、または会員からの提訴の審議、および審議結果の会長および提訴会員への報告

(2) 会長が指定する紛議の調停

第 35 条 裁定委員会に関してその他必要な事項は、総会の議決により別に定める。

第 7 章 契約並びに建議

(契約)

第 36 条 本会は、家畜衛生および公衆衛生上重要な獣医事衛生並びに野生動物保護について、福井県、市町、社団法人福井県畜産協会、福井県農業共済組合等と契約を締結することができる。

(建議)

第 37 条 本会は、主管官公庁の長に対し、第 3 条の目的達成に必要な建議を行うことができる。

第 8 章 事務局および職員

(事務局および職員)

第 38 条 本会に、事務局をおく。

2 事務局に関する規定は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

3 職員は、会長が任免する。

第9章 業務の執行および会計

(業務方法書)

第39条 この定款の定めるもののほか、本会の行う重要な事業の運営に必要な事項は、業務方法書で定める。

2 業務方法書は、総会の承認を受けなければこれを制定または改正することができない。

(資産の構成)

第40条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第41条 資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第42条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第43条 本会の事業計画およびこれに伴う予算は、総会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

(事業報告および決算)

第44条 本会の事業報告およびこれに伴う決算は、年度終了後2ヶ月以内に、事業報告書、収支計算書、正味財産計算書、貸借対照表および財産目録等を作成し、監事の承認を受け、総会の承認を得なければならない。

(予算の補正)

第45条 緊急に予算の補正の必要が生じたときは、軽微である場合に限り、理事会において決定することができる。この場合、次期総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第46条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 10 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の同意を経、主務官庁の許可を得なければ変更することはできない。

(解散および残余財産の処分)

第 48 条 本会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までおよび第 2 項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、主務官庁の許可を得て、本会与類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第 11 章 雑 則

(委 任)

第 49 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この定款は、主務官庁の許可のあった日から効力を生ずるものとする。

(昭和 43 年 5 月 30 日許可)

改正

昭和 50 年 6 月 10 日

昭和 53 年 5 月 11 日

昭和 63 年 7 月 11 日

平成 8 年 7 月 30 日

平成 11 年 8 月 2 日

平成 12 年 3 月 9 日

平成 12 年 8 月 8 日

平成 17 年 6 月 27 日

平成 18 年 6 月 9 日